

令和5年度第3回「さいたま市食の安全委員会」 概要

日時	令和5年11月10日（金）14時00分～16時00分
場所	埼玉会館4A会議室（さいたま市浦和区高砂3-1-4）
出席者 （敬称略）	〔委員〕計10名 加藤委員／新藤委員／高野委員長／田邊委員／中村委員／藤野委員 本山委員／森田委員／山田副委員長／横地委員 〔関係課〕計8名 浅野保健衛生総務課長／戸村食肉衛生検査所長／清水地域医療課長／ 阿川食品衛生課長／生活科学課長代理 土屋課長補佐兼係長／渋沢農 業政策課長／健康教育課長代理 高橋主席指導主事兼課長補佐／江川 桜区役所保健センター所長 〔事務局〕計3名 生活衛生課：小島課長／小澤主査／岡崎主任 〔傍聴者〕0名 〔報道関係者〕0名
欠席者	〔委員〕計3名 久家委員／黒須委員／三枝委員
議題	1 議事 （1）令和6年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）について （2）その他
公開又は 非公開の別	公開
配付資料	・次第 ・令和5年度 第3回「さいたま市食の安全委員会」 席次表 ・「さいたま市食の安全委員会」第10期委員名簿 ・（参考）「さいたま市食の安全対策会議」構成員名簿 ・（資料1）令和6年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案） ・（資料2）最近の食品衛生に関する情報提供
問い合わせ先	さいたま市 保健衛生局 保健部 生活衛生課 電話 048-829-1300 FAX 048-829-1967

議事（1）

令和6年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）についての議事要旨

生活衛生課長から、資料1に沿って説明を行ったのち、意見交換を行った。

＜質問・意見等＞

- ・ノロウイルスについて、他の自治体で作成しているリーフレットと比較すると、さいたま市ホームページに掲載されているリーフレットの中には、手洗いは2度を行うということや、手袋を正しく使うといった注意点が記載されていないように見受けられる。こういった指導は実際にはされていると思うが、リーフレットにも入れたらどうか。
- まず、市民向けの啓発については、手洗いにおいて二度洗うことについてリーフレットの一部に記載があるが、強調しているわけではないので、今後の啓発活動の中では、手洗いを二度すると効果的であることを意識して啓発をさせていただく。
- また、事業者向けの監視指導については、委員が御覧になった事業者の方々向けのもののほかに、手洗いの二度洗いをご案内しているリーフレットを合わせてお配りして指導させていただいている。また手洗いをしてから手袋をちゃんと使ってくださいという内容のお知らせを別途作って、事業者の方にお渡しさせていただいている。今後とも意見を踏まえ、しっかり指導して参りたい。
- ・普及啓発の、例えばリーフレットは、どういうところに置いているとか、どういう機会に配るとか、決まりがあるのか。
- 市民向けの啓発の中では、食の安全フォーラムや講習会等でリーフレットを講義資料と共に配布するほか、街頭キャンペーンを夏と冬に実施しており、特に冬にノロウイルスに関する啓発を行う際にパンフレットを配っている。
- ・デジタルサイネージを使っの市民への普及啓発について、ホームページとかで公開するような予定はあるか。
- 啓発活動に使っているデジタルサイネージ上の画像は、ホームページにも掲載している。
- ・先日行われた食の安全フォーラムは、とても分かりやすく、食の安全の啓発としていい機会であったが、参加者以外にも資料や講演動画を公開していただきたい。また、パンフレット等の啓発資料の配布についても、普段なかなか目にする機会がないため、検討いただきたい。
- 食の安全フォーラムの講演資料は、後程ホームページの方に掲載をさせていただく。幅広い周知啓発については我々も課題と考えており、SNSで、月に1回は食中毒の防止に関するお知らせを投稿したり、市報を用いた発信を行っている。今後も普及のための手段について検討させていただきたい。
- ・例えば期間限定でもよいが、その講義の動画をY o u T u b e等で配信するとか、そういう試みも面白いのではないか。
- ・食の安全に関する啓発においては、主に日本人向けに実施されていると思うが、さいたま市においても外国人の方が増えており、海外の人にも理解ができるよう、やさしい日本語を用いての啓発など、可能な範囲で実施していただきたい。また、イスラムやハラ

ールの問題への対応など、一步一步埼玉県や周辺都市と連携して取り組んでいって欲しい。

→外国人向けの情報提供ということについては、今年度のアクションプランにも外国人向けのリーフレットを作成するという項目をアクションの中の一つとして入れさせていただいたところで、現在先行自治体からの情報収集を行っているところであり、外国人向けのコンテンツを生み出せていけるように、検討して参りたい。

・食品等の放射性物質検査について、こういった枠組みで実施しているのか。

→食品の放射性物質の検査については、厚生労働省から自治体宛てに検査のガイドラインが発出されている。必要に応じてやってくださいといった内容のガイドラインになっており、当該ガイドラインを踏まえ、さいたま市では検査を継続しているという状況である。

議事（２）

最近の食品衛生に関する情報提供についての議事要旨

生活衛生課長から、食中毒の原因となる黄色ブドウ球菌とセレウス菌が検出された事例及びノロウイルスが検出された事例について、資料２に沿って情報提供を行った。